

**【障害の理解及び制度の全般】**

4. 所得が増えない中で、交通や医療費など生活に密接にかかわる支出が家計の負担を増大させています。負担軽減の為、また障がいのある人のさらなる社会参加のため以下の内容について実施してください。

①JR や高速道路料金など減免の範囲を拡大し、一日も早く精神障害者も利用できるように関係機関に要請してください。精神障害者は、不安が強いなど家族同伴でないと外出が困難な場合が多くあります。

(福祉課回答) JR や高速道路料金の減免につきましては、JR 各社やネクソ各社が自社の公共性を鑑みて、会社ごとに判断をしております。こちらにつきましては、いわゆる企業努力の部分になります。機会を捉えて要望したいと考えております。

②在宅重度心身障害者手当を精神障害者手帳 2 級の人にも拡大するように県に働きかけてください。

(福祉課回答) 重度心身障害者医療費助成制度と考え方は同じでございますが、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方は、現在のところは「重度の障害者」とはならないと考えておりますので、手当の対象とはならないと考えております。今後、機会のある時に、県に働きかけを行っていきたいと思います。

③福祉タクシー券、燃料費助成券の給付枚数を増やすとともに、利用範囲や支給対象を拡大してください。

・最低でも従前の発給枚数に還元してください。また、個別の状況に応じて支給できる仕組みについて検討してください。

・タクシーの初乗り利用を福祉タクシー券 2 枚まで認めてください。

・交換対象を身体障害者手帳下肢 5 級まで拡大してください。

(福祉課回答) 福祉タクシー券の発行枚数につきましては、蓮田市では年間 24 枚交付しております。経緯としましては、対象者の範囲を拡大させていただいたことにより、24 枚に変更させていただいたものです。現在も、限られた財源の中で実施している事業となりますので、交付枚数及び対象者につきましては、現状の維持に努めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。また、タクシー券の利用は、基本料金(いわゆる初乗り料金)に対する助成制度となっております。1 回の乗車につき 1 枚ご利用いただく形になっておりますので、ご協力をお願いいたします。身体障害者手帳下肢 5 級までの支給範囲拡大とのご要望ですが、こちらは主に重度の心身障害者の方を支給対象としている制度となります。また、さきほども申し上げましたが、現在も、限られた財源の中で実施している事業となりますので、交付枚数及び対象者につきましては、これ以上減少することがないように、現状の維持に努めたいと考えております。ご理解をいただきたいと思ひます。

④自立支援医療の自己負担を無料にしてください。

(福祉課回答) 自立支援医療は、本人や世帯の所得に応じ、原則的には自己負担が最大でも 1 割負担を上限に軽減される仕組みとなっております。しかしながら、費用が高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない方(いわゆる「重度かつ継続」の対象になっている方)に対しては、更に低い負担上限自己負担額を設定しております。このように、すでに必要な方には相応の軽減措置が図られている制度でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

⑤埼玉県重度心身障害者医療費助成制度の拡充に向けて、以下の内容について県に要請してください。(2015 年 1 月から精神障害者手帳 1 級の方に対象が拡大されています。)

・ 65 歳以上新規取得者の制限条項を撤廃すること。

・ 助成対象は精神障害者手帳 2 級も全年齢に渡って対象とすること。

・ 精神障害者の入院も助成対象とすること。

・ 所得制限は導入しないこと。県が所得制限を決めました。蓮田市の状況を教えてください。

(福祉課回答) 平成 27 年 1 月より、埼玉県の要綱改正に合わせ、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を支給対象者とし、65 歳以上の新規の重度心身障害者の方を支給対象外といたしました。当該改正につきましては、高齢

の方々は、介護保険制度などの高齢者の施策で総合的に支援していくという考え方に基づいております。精神障害者保健福祉手帳2級の方は、現在のところは「重度の障害者」とはならないと考えており、制度の対象外となっております。精神障害者の方の精神病床の入院につきましては、精神病床からの退院による地域移行の促進という側面から、現在は助成の対象からはずれております。ただし、精神障害者の方も一般病院の入院費用につきましては、助成の対象となっております。所得制限の導入につきましては、埼玉県の実情に合わせ、9月議会に条例改正を提案し、可決いただきました。所得制限の基準としては、世帯所得ではなく、本人所得のみを対象とし、特別障害者手当の基準に準拠するものです。施行日は平成31年1月1日となっており、経過措置として既に受給者証の交付を受けているかたについては、一斉更新である平成34年9月30日まで所得制限を導入しないものとしております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

**5. 障害者を65歳で分ける障害者総合支援法第7条(介護保険優先原則)を撤廃し、引き続き同様の障害者サービスを受けられるように国に要請してください。**

①当面、蓮田市では、社会参加を目指す利用者のニーズを優先し、これまで通り障害福祉サービスの継続利用ができるようにしてください。厚生労働省からは個々の状況に応じて対応する旨の通達が出されています。蓮田市の状況を教えてください。

(福祉課回答) 65歳以上の高齢者は、介護保険サービスを中心とした高齢者施策で総合的な支援を受けていただく形となっております。65歳の年齢到達により、障害者サービスから介護保険サービスに移行することになりますが、蓮田市でも、個別の事情を勘案し、真にやむを得ない場合につきましては、障害者サービスを上乘せして提供しておりまして、その方の生活に支障が出ないよう可能な限り対応しております。

②介護保険制度の保険料の減額とともに、障害者総合支援法と同様に住民税非課税世帯からの利用料の徴収をやめてください。

(長寿支援課回答) 介護保険の保険料につきましては、ご存じのとおり被保険者の所得等に応じて段階区分を設定しているところです。蓮田市におきましても標準段階である第5段階から所得が少なくなるに連れて保険料率を引き下げております。

介護保険の利用料の本人負担分につきましては、介護負担を社会全体で支えるという趣旨から鑑みると、傷病や障害など、特定の原因によって減免の可否を決定することは難しいと考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

#### 【暮らしの場に関わること】

**6. 蓮田市に障害者支援施設が設置できるよう、具体的な手立てを講じてください。障害者の暮らしの場の不足は深刻です。昨年3月市議会で入所施設を作ることを求める請願が採択されています。建設に関わる費用の補助、市有地の提供、市街化調整区域での建設の許可等、市は入所施設の整備に向けた具体的な方策を示してください。**

特に埼玉県から照会がきている県立小児医療センター跡地(蓮田市分)を入所施設に再利用することが、一つの具体策として考えられます。ぜひ、再利用できるよう当事者を含めた検討の場を設けてください。埼玉県では、さいたま市、川口市、深谷市で障害者支援施設の整備が国庫補助協議を通っています。不足の実態を国に訴える強い働きかけと、建設に関わる費用の補助など設置に向けて、思い切った手立てをとったと聞いています。

(福祉課回答) 自治体が障害者の入所施設を建設する場合、国や県の補助金の対象にはなりません。市が独自に施設整備を行うことは困難であり、入所施設の整備・運営を希望する法人の協力が不可欠となっております。なお、通常、蓮田市で入所施設を整備するには、法人が事業用地を確保し、施設の必要性なども含めて埼玉県と協議を行うこととなります。さいたま市、川口市、深谷市でも、入所施設の整備は社会福祉法人が行っており、施設整備に国の補助金を活用しているようですが、事業用地は法人が確保していると聞いております。ただし、蓮田市では、平成28年3月議会が入所更生施設の建設促進に関する請願が採択されており、さらに小児医療センターの公舎跡地の土地利用について県から市の意向を照会されています。こうしたことから、当該土地における入所施設の整備を検討しながら、平成29年度より埼玉県病院局と協議を行っております。現在ある建物については、

耐震診断もされていなく、入所施設やグループホーム(共同生活援助)の基準に適合していないため、そのまま利用することは難しいと思われます。小児医療センター蓮田公舎跡地につきましては、引き続き、埼玉県との協議を行ってまいりたいと思います。

**7. 蓮田市に障がい者の暮らしの場が増えるように必要な手立てを講じてください。現在、蓮田市には知的障がい者の暮らしの場は、グループホームが1か所しかなく、すでに定員いっぱいの状態です。グループホームや入所施設(障害者支援施設)の新設等を含めて、幅広く検討する機会を設け、具体的な計画を示してください。市の計画では社会福祉法人に働きかけるとしていますが、実績はありますか。**

(福祉課回答) 蓮田市内で県に登録しているグループホーム(共同生活援助)は、現在、9か所あります。いずれのグループホームも既存のアパートや建物を法人が借り受け運営していると思います。国及び県では、障害者の地域における居住の場として、グループホームの整備を促進することとしています。しかし、自治体が行うグループホームの整備については、国や県は補助金を認めていないので、蓮田市が直接、施設整備を行う予定はありません。グループホームの指定につきましては、埼玉県が行うものであり、市の判断ではできません。こうした制度において、グループホームの新設を社会福祉法人にはたらしかけることは難しい状況でございます。蓮田市では、平成30年3月に「かがやきはすだプラン」を策定しました。当該計画にあるとおり、グループホーム等の設置を検討する事業者の相談等がありましたら、設置に向けて、積極的に支援を行ってまいりたいと思います。

**8. 短期入所の専用施設を広域で設置できるよう検討を始めてください。川口市では市が委託している事業で年間3500件以上の利用実績があります。**

(福祉課回答) 短期入所にかかる障害サービスについては、広域で利用できるようになっていきます。適正な支給決定を行い、必要なサービスが利用できるよう努めてまいります。

#### 【障がい者が安心して集まれる場所に関わること】

**1 1. 精神障がい者が安心して集まれる場所を提供してください。2014年3月末に地域生活支援センター「風」が閉鎖されたことで、精神障がい者が安心して気楽に集まれる場所がなくなって困っています。開鎖された地域活動支援センターと同様の機能を有する施設の開設ができるように手立てを講じてください。精神障がい者の関係団体と協議し、施設が開設できるまでの間、公共施設を集まれる場所として提供してください。また、精神保健福祉士など専門職の配置に財政支援を行ってください。早期実現をお願いします。**

(福祉課回答) 蓮田市は、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町で自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会では、委託契約により地域活動支援センター事業を実施しております。しかし、当該センターは宮代町にあり、利用に不便を感じるかたもいらっしゃると思われます。今後、身近における精神障害者の方の行き場の確保につきまして、必要性を認識しております。現在のところ、ご要望に合うような公共施設はございませんし、お貸しするとすると、実際のところ契約や運営面などで、さまざまな問題の解決が必要となります。今後、かもめ家族会さんを交えて、話を進めていけたらと考えております。

**1 2. 在宅障がい者が地域社会で、安心して、市民と共生することのできる施設として(仮称)障害者福祉センターを建設してください。**

(福祉課回答) 設置については、全庁的なお話になります。今後の検討課題とさせていただきます。

**1 3. 1 0. 1 1. 1 2を合わせて何らかの機能が持てるよう検討してください。他市の福祉センターの見学など行い、検討の機会を設けてください。**

(福祉課回答) 検討の機会があるときは、発信したいと思います。

**1 4. 障がい者をはじめ高齢者、患者のいのちと暮らしを守るために、旧小児医療センターの宿舎を活用し、医療、介護、福祉労働者の確保定着を図ってください。**

(福祉課回答) 旧小児医療センターの宿舎につきましては、県の所有であり、取得等につきましては県との協議が必要となります。また、当該宿舎の建物につきましては、耐震診断も行っておらず、そのまま利用することはできません。宿舎の活用は難しいと思われますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

### 【相談支援に関わること】

15. 蓮田市には障がい者のための相談支援の事業所がありません。広域での設置となっていますが、蓮田市の障害者には使いにくいものになっています。蓮田市に相談支援事業所が設置できるようにしてください。

(福祉課回答) 相談支援事業所につきましては、蓮田市が参加しております「埼玉北地域自立支援協議会」の管内に3か所の相談支援事業所があります。この埼玉北地域自立支援協議会は、蓮田市、幸手市、自岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。それぞれの事業所の所在地は、白岡市に1か所、宮代町に1か所あり、幸手市に1か所で、現在のところ蓮田市内には相談支援事業所はございません。相談支援事業は、いわゆるアウトリーチという形で、事業所の相談員が家庭訪問等を行い、相談支援を行っておりますので、事業所は市内にございませんが、利用される方のご不便はそれほどないと考えております。相談支援事業所を増やすことにつきましては、今後の検討課題となります。個別でも結構ですので、具体的にどのようなところで、使いにくさを感じていらっしゃるのかをお伝え頂ければと思います。このほか、自立支援協議会では、平成30年4月に、はびす白岡に基幹相談支援センターを開設いたしました。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見人制度利用支援事業並びにすべての障害に関する相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設となります。引き続き、地域内の相談支援事業がより充実したものになりますよう、これからも検討を重ねて参りたいと思います。

### 【安心して住みやすい町づくり】

16. 公共施設のバリアフリー化を推進してください。以下の内容について検討し実施計画を示してください。

・公共施設を新たに取り入れる場合、障がい者当事者が集まれるコミュニティーの場として、団体交流室の設置をお願いします。(久喜ふれあい福祉センターに団体交流室がありますので、同じような形をぜひお願いします。)

(庶務課回答) ご要望の趣旨は、障害者団体をご利用できる交流室と存じます。久喜市のセンターのような福祉関連施設の新規建設の折には、担当部署での検討が行われるものと思われまます。一方、市庁舎における現状につきましては、市の福祉関係課等の事業に係る活動等の場合にのみ、会議室のご利用が可能となっております。今後、市庁舎関連の新規施設が建設される場合には、交流室の設置を検討していくことも可能であると考えております。

(西口再開発課回答) 西口再開発ビル公益施設の市民ギャラリーにつきましては、展示利用がない時はテーブルやイスなどを設置して、誰もが集い、交流できるようなフリースペースとなります。公益施設の面積に限りがあり、専用の交流室を設けることが出来ませんので、市民ギャラリーをご利用いただければと思います。